

登記事務の停止解除について

平塚都市計画事業真田特定土地区画整理事業について、平成30年3月23日より下記区域内の不動産の登記については登記事務を停止していましたが、換地処分による登記が完了しましたので登記事務の停止を解除いたします。

平成30年6月5日

横浜地方法務局西湘二宮支局

記

対象区域（平塚都市計画事業真田特定土地区画整理事業地内）

真田字久保，字車橋，字塚田，字柳田，字原給，字生延，
字池田，字寺尾前の各一部

以上